

規制改革実施計画の内容

(抜粋)

理美容サービスの利用者ニーズに応える規制の見直し

規制改革実施計画（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）			規制改革に関する第 3 次答申 （平成 27 年 6 月 16 日）
事項	規制改革の内容	実施時期	
両資格の取得の容易化	理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするため、専門家による検討の場を設けて検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。	平成 27 年度検討開始、平成 28 年度結論・措置	理容師の資格を持った者が美容師の資格を取得しようとする場合（又はその逆の場合も）、現行の制度下では、一部養成施設での重複課目の履修が省略されるものの、初めて資格を取得しようとするものと同じ課程を修めなければならない。この点、両資格の養成課程における教育内容をさらに見直すことにより、一方の資格を取得している者がもう一方の資格を取得する際の課程について、修業期間そのものの短縮などの容易化ができるのではないかと指摘がある。 したがって、理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくするため、専門家による検討の場を設けて検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。
国家試験及び養成施設の教育内容	国家試験及び養成施設の教育内容について、現場のニーズにより即した理容師・美容師を養成する観点から、経営者、従事者、専門学校など、広く関係者の意見を聴取する場を設置して検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。	平成 27 年度検討開始、平成 28 年度結論・措置	理容師・美容師に係る国家試験及び養成施設の教育内容については、省令等の定める一定の基準のもと、業務受託機関等が具体的な細目を策定している。業務受託機関等における策定プロセスにおいては、技術者や店舗経営者等が関わっているが、実際に現場で業務に従事する者からは、教育内容が実践的でないため、資格取得後に早期に現場で施術できず、結果的に高い離職率に繋がっているなどの意見がある。現場のニーズにより即した理容師・美容師を養成する観点から、より実践的な教育内容に改めるなど、教育内容を見直すべきであるとの指摘がある。 したがって、国家試験及び養成施設の教育内容について、現場のニーズにより即した理容師・美容師を養成する観点から、経営者、従事者、専門学校など、広く関係者の意見を聴取する場を設置して検討を行い、結論を得た上で所要の措置を講ずる。